



県章

滋賀県公報

令和8年(2026年)
6月5日
第722号
金曜日

毎週火・金曜 2回発行

目次 (※印は、県例規集に登載するもの)

○ 告 示	
入札参加者に必要な資格等(防災危機管理局).....	1
介護保険法による指定居宅サービス事業者および指定介護予防サービス事業者の指定(医療福祉推進課).....	2
介護保険法による指定居宅サービス事業者および指定介護予防サービス事業者の廃止の届出(医療福祉推進課).....	2
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関の指定(障害福祉課).....	3
○ 公 告	
自然環境保全協定締結の公告(生物多様性保全課).....	3
令和9年度滋賀県立看護専門学校学生募集公告(医療政策課).....	3
大規模小売店舗の変更の届出の公告(中小企業支援課).....	6
大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要の公告(中小企業支援課).....	7
一般競争入札の公告(防災危機管理局、イノベーション推進課).....	7
○ 健康福祉事務所告示	
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス事業者の指定(南部).....	14
○ 農業農村振興事務所公告	
土地改良区役員退任および就任公告(大津・南部).....	14
土地改良区定款変更認可公告(湖東).....	15
○ 公安委員会公告	
年少射撃資格講習会開催公告(生活安全企画課).....	15
○ 正 誤	
※令和8年3月26日付け号外(4)滋賀県規則第15号中.....	16

告 示

滋賀県告示第276号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第4条および滋賀県特定調達契約の建設工事等に係る競争入札参加者の資格審査等に関する要綱(平成8年滋賀県告示第171号。以下「要綱」という。)の規定に基づき、滋賀県が発注する特定建設工事に係る一般競争入札に参加しようとする者に必要な資格等を次のとおり定める。

令和8年6月5日

滋賀県知事 三日月 大造

- 申請できる建設工事の種類 建設業法(昭和24年法律第100号。以下「法」という。)第2条第1項に規定する建設工事のうち電気通信工事
- 申請をする者に必要な要件 入札参加資格の審査の申請をしようとする者は、この告示をした日の前日(以下「審査基準日」という。)において次に掲げる要件を全て満たしている者とする。
 - 電気通信工事に係る特定建設業の許可を有する者であること。
 - 法第27条の23第1項に規定する経営事項審査を受けており、その審査結果(審査基準日において有効であり、かつ、最新ののものに限る。)における電気通信工事の総合評定値が750点以上であること。

3 申請書類および配布開始時期

(1) 入札参加資格の審査の申請をしようとする者は、特定調達契約競争入札参加資格審査申請書に次に掲げる書類を添付し、持参により申請すること。

ア 経営規模等評価結果通知書および総合評定値通知書(2(2)の要件を満たすことを証するものに限る。)の写し

イ 電気通信工事に係る建設業許可証明書(審査基準日において、発行後3か月以内のものに限る。)の写し

ウ 支店等から参加する場合にあっては、委任状および営業所一覧表

(2) 配布開始時期 令和8年6月5日(金)午前9時

4 申請書類の受付期間 令和8年6月5日(金)から同年7月2日(木)まで(滋賀県の休日を定める条例(平成元年滋賀県条例第10号)第1条に規定する県の休日を除く。)の午前9時から午後4時まで(正午から午後1時までを除く。)とする。

5 申請書類の配布および受付場所 滋賀県知事公室防災危機管理局危機管理室管理係 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号(滋賀県危機管理センター4階) 電話 077-528-3436

6 申請書類に使用する言語 日本語

7 一般競争入札に参加することができない者 要綱第2条第2項各号のいずれかに該当する者

8 資格審査の項目 平成20年国土交通省告示第85号第1に定める項目

9 資格審査の結果 申請者には、特定調達契約競争入札参加資格審査結果通知書により通知するとともに、資格を有すると認められる者にあつては、特定調達契約競争入札参加資格者名簿に登録する。

10 資格の有効期間 決定した資格を通知した日から令和9年3月31日(水)までとする。

滋賀県告示第277号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項の指定居宅サービス事業者および同法第53条第1項の指定介護予防サービス事業者として、次の者を指定した。

令和8年6月5日

滋賀県知事 三日月 大 造

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称および代表者の氏名または開設者の氏名	主たる事務所の所在地	サービスの種類	指定年月日	介護保険事業所番号
パインスマイルケア	野洲市西河原1099-15	株式会社マツナガ 代表取締役 加賀爪 淳	野洲市西河原1060-2	福祉用具貸与 介護予防福祉用具貸与 特定福祉用具販売 特定介護予防福祉用具販売	令和8.6.1	2571300850

滋賀県告示第278号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項の指定居宅サービス事業者および同法第53条第1項の指定介護予防サービス事業者として指定した者のうち、次の者から廃止の届出があつた。

令和8年6月5日

滋賀県知事 三日月 大 造

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称および代表者の氏名または開設者の氏名	主たる事務所の所在地	サービスの種類	介護保険事業所番号	廃止年月日
訪問看護ステーション	守山市守山町168番地1	社会福祉法人滋賀県障害児協会	守山市守山町168番地1	訪問看護 介護予防訪	2560790186	令和8.5.31

オーシム		理事長 角野文彦		問看護		
------	--	----------	--	-----	--	--

滋賀県告示第279号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第54条第2項の指定自立支援医療機関として、次のものを指定した。

令和8年6月5日

滋賀県知事 三日月 大造

精神通院医療機関

名称	所在地	医療の種類	医師等の氏名	指定年月日
訪問看護ステーションアズファム	栗東市糺三丁目15-16ヴィエナ栗東903	訪問看護	—	令和8.4.1

滋賀県告示第280号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第54条第2項の指定自立支援医療機関として、次のものを指定した。

令和8年6月5日

滋賀県知事 三日月 大造

更生医療機関および育成医療機関

自立支援医療の種類	名称	所在地	医療の種類	医師等の氏名	指定年月日
更生医療・育成医療	訪問看護ステーションアズファム	栗東市糺三丁目15-16ヴィエナ栗東903	訪問看護	—	令和8.4.1

公 告

自然環境保全協定締結の公告

滋賀県自然環境保全条例(昭和48年滋賀県条例第42号)第23条第1項の規定により自然環境保全協定を次のとおり令和8年5月26日に締結したので、同条第2項の規定によりその概要を次のとおり公表する。

この協定書は、滋賀県琵琶湖環境部生物多様性保全課に備え置き一般の縦覧に供する。

令和8年6月5日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 事業者の名称 株式会社大和 代表取締役 大神信也
- 2 事業目的 貸事業用地
- 3 事業区域 米原市大清水字上大道309番、736番1、736番6、736番7、736番8、891番1、908番、908番1、912番、913番、914番、915番、916番、917番、917番1、918番、919番、919番1、921番、923番、924番、925番、926番、927番、927番1、947番、947番1
- 4 事業面積 37,930㎡

令和9年度滋賀県立看護専門学校学生募集公告

令和9年度滋賀県立看護専門学校学生を次のとおり募集する。

令和8年6月5日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 一般試験
 - (1) 学科(課程) 看護学科(3年課程)
 - (2) 修業年限 3年
 - (3) 募集人員 入学定員80人のうち約30%
 - (4) 出願資格 次のアまたはイのいずれかに該当する者とする。
 - ア 高等学校または中等教育学校を卒業した者(令和9年3月卒業見込みの者を含む。)
 - イ 学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)第183条の規定により高等学校を卒業した者と同等以上の学

力があると認められる者で18歳に達したもの(令和9年3月31日までに該当する見込みの者を含む。)

※ 「高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者」とは、次の(ア)から(カ)までのいずれかに該当する者である。

- (ア) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者(通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。)
- (イ) 外国において学校教育における12年の課程を修了した者またはこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの
- (ウ) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (エ) 専修学校の高等課程(修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。)で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (オ) 学校教育法施行規則第150条第4号の規定に基づき文部科学大臣の指定した者
- (カ) 高等学校卒業程度認定試験規則(平成17年文部科学省令第1号)による高等学校卒業程度認定試験に合格した者(同令附則第2条の規定による廃止前の大学入学資格検定規程(昭和26年文部省令第13号)による大学入学資格検定に合格した者を含む。)
- (キ) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第90条第2項の規定により大学に入学した者であって、高等学校卒業程度認定審査規則(令和4年文部科学省令第18号)による高等学校卒業程度認定審査に合格した者
- (ク) 学校教育法第90条第2項の規定により大学に入学した者であって、本校において、専修学校における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの
- (ケ) 本校において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者(事前に入学資格審査を行うので、別に定める日までに入学資格審査の申請を行うこと。入学資格審査の結果、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者には、入学資格を有することを証明するための入学資格認定書を交付する。)

(5) 出願手続

ア 受付期間は令和8年12月7日(月)から令和8年12月15日(火)まで(土曜日および日曜日を除く。)とし、受付時間は8時30分から17時15分までとする。

郵送の場合は、令和8年12月15日(火)までの日の消印のあるものを有効とする。

イ 入学志願者は、(6)に掲げる出願書類に必要事項を明記し、所定の封筒に入れ、入学考査手数料を添えて滋賀県立看護専門学校(〒526-0031 長浜市八幡東町525-1)に提出すること。

ウ 入学試験受験票の送付をもって出願書類受付の証とする。

(6) 出願書類および入学考査手数料

ア 入学願書(所定の用紙に写真(縦4.5cm×横3.5cm)を貼ること。)

イ 入学試験受験票(所定の用紙)

ウ 入学試験写真票(所定の用紙に写真(縦4.5cm×横3.5cm)を貼ること。)

エ 高等学校または中等教育学校の卒業証明書(令和9年3月卒業見込みの者にあつては、卒業見込証明書)

オ (4)イに該当する者にあつては、出願資格を有することを証明する書類

カ 入学考査手数料9,800円(郵送の場合は、郵便為替とすること。)

キ 入学試験受験票返送用封筒(所定の封筒)

ク 宛名票(所定の用紙)

(7) 身体に障害を有する入学志願者の事前相談 本校に入学を希望する者で、身体に障害があり、受験上または修学上特別な配慮を必要とするものは、出願する前に本校に相談すること。

(8) 入学者選考方法 入学者の選考は、学力試験の成績および適性検査を総合判定して行う。

(9) 入学者選考試験

ア 試験日時および科目

年 月 日	時 間	試 験 科 目
令和9年1月7日(木)	10:00~10:50	現代の国語および言語文化(古文・漢文の範囲を除く。)
	11:10~12:00	数学I
	13:00~13:50	英語コミュニケーションI
	14:10~14:50	適性検査

イ 試験場 滋賀県立看護専門学校 長浜市八幡東町525-1

- ウ 合格者の発表 入学者選考の結果合格した者は、令和9年1月28日(木)9時に滋賀県立看護専門学校において掲示するとともに、本人宛て通知する。
- エ 不正な出願による入学許可の取消し 出願について不正の事実のあることが判明したときは、入学後においても入学許可を取り消すものとする。
- (10) 二次募集 入学許可予定者が募集定員に満たない場合は、別途二次募集を行うことがある。
- (11) その他 (1)から(10)までに定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

2 社会人試験

- (1) 学科(課程) 看護学科(3年課程)
- (2) 修業年限 3年
- (3) 募集人員 入学定員80人のうち約15%
- (4) 出願資格 1(4)アまたはイのいずれかに該当する者で、満19歳以上(令和9年4月1日現在)のものとする。
- (5) 出願手続
 - ア 受付期間は令和8年10月13日(火)から令和8年10月21日(水)まで(土曜日および日曜日を除く。)とし、受付時間は8時30分から17時15分までとする。
郵送の場合は、令和8年10月21日(水)までの日の消印のあるものを有効とする。
 - イ 入学志願者は、(6)に掲げる出願書類に必要事項を明記し、所定の封筒に入れ、入学考査手数料を添えて滋賀県立看護専門学校(〒526-0031 長浜市八幡東町525-1)に提出すること。
 - ウ 入学試験受験票の送付をもって出願書類受付の証とする。
- (6) 出願書類および入学考査手数料
 - ア 入学願書(所定の用紙に写真(縦4.5cm×横3.5cm)を貼ること。)
 - イ 入学試験受験票(所定の用紙)
 - ウ 入学試験写真票(所定の用紙に写真(縦4.5cm×横3.5cm)を貼ること。)
 - エ 高等学校または中等教育学校の卒業証明書
 - オ 1(4)イに該当する者にあつては、出願資格を有することを証明する書類
 - カ 入学考査手数料9,800円(郵送の場合は、郵便為替とすること。)
 - キ 入学試験受験票返送用封筒(所定の封筒)
 - ク 宛名票(所定の用紙)
- (7) 身体に障害を有する入学志願者の事前相談 本校に入学を希望する者で、身体に障害があり、受験上または修学上特別な配慮を必要とするものは、出願する前に本校に相談すること。
- (8) 入学者選考方法 入学者の選考は、小論文試験の成績、適性検査および面接試験を総合判定して行う。
- (9) 入学者選考試験
 - ア 試験日時および科目

年	月	日	時	間	試	験	科	目
令和8年	11月	7日(土)	9:30~10:50		小論文 適性検査 面接			
			11:10~12:00					
			13:00~					

- イ 試験場 滋賀県立看護専門学校 長浜市八幡東町525-1
- ウ 合格者の発表 入学者選考の結果合格した者は、令和8年11月26日(木)9時に滋賀県立看護専門学校において掲示するとともに、本人宛て通知する。
- エ 不正な出願による入学許可の取消し 出願について不正の事実のあることが判明したときは、入学後においても入学許可を取り消すものとする。
- (10) その他 (1)から(9)までに定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

3 推薦試験

- (1) 学科(課程) 看護学科(3年課程)
- (2) 修業年限 3年
- (3) 募集人員 入学定員80人のうち約55%
- (4) 出願資格および推薦要件 次のアからオまでのいずれにも該当し、かつ、現に在学中の高等学校または中等教育学校の長の推薦する者とする。
 - ア 令和9年3月に高等学校または中等教育学校を卒業する見込みの者
 - イ 評定平均値が3.3以上である者

- ウ 試験に合格した場合に必ず入学する者
 エ 卒業後、県内において看護業務に従事する意思を有する者
 オ 滋賀県内に住所を有する者
- (5) 推薦人員 人員制限なし
- (6) 出願手続
 ア 受付期間は令和8年10月13日(火)から令和8年10月21日(水)まで(土曜日および日曜日を除く。)とし、受付時間は8時30分から17時15分までとする。
 郵送の場合は、令和8年10月21日(水)までの日の消印のあるものを有効とする。
 イ 入学志願者は、(7)に掲げる出願書類に必要事項を明記し、所定の封筒に入れ、入学考査手数料を添えて滋賀県立看護専門学校(〒526-0031 長浜市八幡東町525-1)に提出すること。
 ウ 入学試験受験票の送付をもって出願書類受付の証とする。
- (7) 出願書類および入学考査手数料
 ア 入学願書(所定の用紙に写真(縦4.5cm×横3.5cm)を貼ること。)
 イ 入学試験受験票(所定の用紙)
 ウ 入学試験写真票(所定の用紙に写真(縦4.5cm×横3.5cm)を貼ること。)
 エ 高等学校または中等教育学校の卒業見込証明書(オの調査書に卒業見込みの証明がある場合は、不要とする。)
 オ 高等学校または中等教育学校の調査書
 カ 推薦書(所定の用紙により、在学中の高等学校または中等教育学校の長が作成したもの)
 キ 入学考査手数料9,800円(郵送の場合は、郵便為替とすること。)
 ク 入学試験受験票返送用封筒(所定の封筒)
 ケ 宛名票(所定の用紙)
- (8) 身体に障害を有する入学志願者の事前相談 本校に入学を希望する者で、身体に障害があり、受験上または修学上特別な配慮を必要とするものは、出願する前に本校に相談すること。
- (9) 入学者選考方法 入学者の選考は、学力試験の成績、面接試験および調査書を総合判定して行う。
- (10) 入学者選考試験
 ア 試験日時および科目

年 月 日	時 間	試 験 科 目
令和8年11月7日(土)	10:00~10:50	現代の国語および言語文化(古文・漢文の範囲を除く。) 数学I
	11:10~12:00	

- イ 試験場 滋賀県立看護専門学校 長浜市八幡東町525-1
 ウ 合格者の発表 入学者選考の結果は、令和8年11月26日(木)9時に滋賀県立看護専門学校において掲示するとともに、本人および在学中の高等学校または中等教育学校の長宛て通知する。
 エ 不正な出願による入学許可の取消し 出願について不正の事実のあることが判明したときは、入学後においても入学許可を取り消すものとする。
- (11) その他 (1)から(10)までに定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)附則第5条第1項(附則第5条第3項において準用する同条第1項)の規定に基づき、大規模小売店舗に関し同法第5条第1項第5号および第6号に掲げる事項の変更をしようとする旨の届出があったので公告する。

令和8年6月5日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 大規模小売店舗の名称および所在地 (仮称)カネスエ近江八幡店 近江八幡市馬淵町1665
- 2 変更しようとする事項
- (1) 変更前
 ア 駐輪場の位置および収容台数 届出書の添付図面のとおり 10台
 イ 廃棄物保管施設の位置および容量 届出書の添付図面のとおり 9.24m³
 ウ 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻および閉店時刻 午前9時から午後6時30分まで
 エ 来客が駐車場を利用できる時間帯 午前8時30分から午後7時まで
 オ 駐車場の自動車の出入口の数および位置 届出書の添付図面のとおり 2か所

カ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 午前6時から午後10時まで

(2) 変更後

ア 駐輪場の位置および収容台数 届出書の添付図面のとおり 40台

イ 廃棄物保管施設の位置および容量 届出書の添付図面のとおり 9.24m³

ウ 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻および閉店時刻 午前7時から午後9時45分まで

エ 来客が駐車場を利用できる時間帯 午前6時30分から午後10時まで

オ 駐車場の自動車の出入口の数および位置 届出書の添付図面のとおり 2か所

カ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 午前0時から翌午前0時まで

3 変更年月日 アおよびイについては令和9年1月16日、ウからカについては令和8年6月18日

4 変更に係るもの以外の事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては、代表者の氏名
株式会社カネスエ商事 愛知県日進市浅田町平池260番地 代表取締役 牛田喜博

(2) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計 1,555m²

(3) 駐車場の位置および収容台数 届出書の添付図面記載のとおり 64台

(4) 荷さばき施設の位置および面積 届出書の添付図面記載のとおり 78.0m²

5 届出年月日 令和8年5月18日

6 届出書類の縦覧場所および縦覧期間

(1) 縦覧場所

滋賀県総合企画部県民活動生活課県民情報室 大津市京町四丁目1番1号

滋賀県商工労働部中小企業支援課 大津市京町四丁目1番1号

近江八幡市産業経済部商工振興課 近江八幡市桜宮町236番地

(2) 縦覧期間 令和8年6月5日から令和8年10月5日まで

7 意見書の提出期限および提出先

(1) 提出期限 令和8年10月5日

(2) 提出先 滋賀県商工労働部中小企業支援課 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号

大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要の公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第8条第1項の規定により聴取した意見について、同条第3項の規定により、次のとおりその概要を公告する。

令和8年6月5日

滋賀県知事 三日月 大 造

1 大規模小売店舗の名称および所在地 ベルロード複合商業施設 彦根市長曾根南町481-2番地ほか

2 意見の概要 彦根市からの意見

(1) 駐輪スペースについては適切に確保・管理し、駐輪場利用者に盗難防止のための施錠の徹底を促すとともに、周辺地区に自転車等が放置されることのないよう努めること。

(2) 騒音規制法(昭和43年法律第98号)第2条第1項に規定する特定施設を設置する場合は、当該施設を設置工事の開始の日の30日前までに彦根市市民環境部生活環境課に届け出ること。

(3) 事業の実施に伴う騒音苦情が発生しないように防止対策を講じること。

(4) 近隣住民から騒音の苦情が発生した場合は、さらなる防止対策を講じるなどの迅速な対応を行うこと。

3 意見の縦覧場所および縦覧期間

(1) 縦覧場所

滋賀県総合企画部県民活動生活課県民情報室 大津市京町四丁目1番1号

滋賀県商工労働部中小企業支援課 大津市京町四丁目1番1号

彦根市産業部地域経済振興課 彦根市元町4番2号

(2) 縦覧期間 令和8年6月5日から令和8年7月6日まで

一般競争入札の公告

滋賀県防災行政無線更新工事に伴う工事請負契約について、次のとおり特定調達契約に係る総合評価方式による一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。)第167条の6第1項の規定により公告する。

令和8年6月5日

滋賀県知事 三日月 大 造

1 入札に付する事項等

- (1) 工事名 令和8年度 第1号 滋賀県防災行政無線更新工事
- (2) 工事場所 大津市京町四丁目1-1 他
- (3) 工事概要 防災行政無線設備 一式
- (4) 工期 本契約成立の日より5日以内の日から令和12年3月15日まで
- (5) 予定価格 落札決定した後に速やかに公表する。なお、不調の際は非公表とする。
- (6) 本入札は、競争入札参加資格の確認申請時に技術提案に関する資料を受け付け、入札価格と入札価格以外の評価項目を総合的に評価して落札者を決定する総合評価方式による一般競争入札である。この工事は、「週休2日取組指定型工事」である。詳細については、入札説明書による。
- (7) この入札は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後VE方式による入札とする。詳細は、入札説明書および特記仕様書による。

2 入札に参加する者に必要な資格 この入札に参加する者(以下「入札参加者」という。)は、次の(1)から(13)までに掲げる要件を全て満たすこと。また、入札参加者が特定建設工事共同企業体(以下「共同企業体」という。)の場合には、全ての構成員が(1)から(10)までに掲げる要件を全て満たすとともに、構成員の代表者(以下「代表構成員」という。)が次の(11)から(13)までに掲げる要件を満たし、共同企業体が次の(14)に掲げる要件を満たすこと。

- (1) 電気通信工事に係る特定建設業の許可を有する者であること。
- (2) 施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 入札参加者に必要な資格等(令和8年滋賀県告示276号)に規定する資格を有すると認められて、滋賀県特定調達契約入札参加有資格者名簿に登録されていること。
- (4) 客観的に明らかに経営不振に陥ったと認められる次のアからオまでの要件に該当する者でないこと。
 - ア 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立てがなされている者
 - イ 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされている者
 - ウ 破産法(平成16年法律第75号)に基づく破産手続開始の申立てがなされている者
 - エ 会社法(平成17年法律第86号)に基づく特別清算開始の申立てがなされている者
 - オ 銀行取引停止処分がなされている者
- (5) 次のアからオまでの要件に該当する者でないこと。
 - ア 役員等(競争入札に参加しようとする者が個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員をいい、当該競争入札に参加しようとする者から県との取引上の一切の権限を委任された代理人を含む。以下同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)であると認められる者
 - イ 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)または暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者
 - ウ 役員等が、自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用するなどしたと認められる者
 - エ 役員等が、暴力団または暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接的または積極的に暴力団の維持または運営に協力し、または関与していると認められる者
 - オ 役員等が、暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者
- (6) 入札参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)の提出期限の日から落札決定の日までの期間に滋賀県建設工事等入札参加停止基準に基づく入札参加停止を受けていないこと。
- (7) 本工事に係る技術提案書を提出し、その内容が適正であること。技術提案書の資料の作成にあたっては、入札説明書、入札説明書(別紙-1)、特記仕様書および図面等を参考とすること。
- (8) この公告の日(以下「公告日」という。)において調査基準価格を下回った価格をもって単独で契約した滋賀県発注工事(公社および事業団を除く。)で施工中の工事が2件以上ないこと。ただし、優良な工事成績を有する者は、この限りでない。「優良な工事成績を有する者」とは、公告日の属する年度の前年(1月から12月まで)の工事成績が全て70点以上の者をいう。なお、上記「2件」および「工事成績」については、共同企業体により施工した工事および随意契約または単価契約による工事を除く。また、「施工中の工事」とは、落札決定から目的物の引渡しまでの工事をいう。
- (9) 公告日以前3か月において、滋賀県発注の電気設備工事について評定点60点未満の成績評定通知を受けた者で

ないこと。

- (10) この工事に係る設計業務の受託者と資本または人事面において関連がある者でないこと。
- (11) 配置予定技術者の要件 次に掲げる要件を全て満たす主任技術者または監理技術者をこの工事に配置できること。ただし、据付過程での施工着手から竣工までの期間については専任で1名以上配置できること。
 - ア 電気通信工事にし建設業法(昭和24年法律第100号)第7条第2号イ、ロまたはハに該当する者であること。
 - イ 公告日の前日から起算して前15年以内の期間に、主任技術者または監理技術者として同種工事に1年間以上の従事経験を有する者であること。
 - ウ 申請書の提出日において3か月以上の直接の雇用関係にある者であること。
 - エ 監理技術者にあつては、電気通信工事の監理技術者資格者証を有する者であること。
- (12) 自治体衛星通信機構に登録されているLASCOM第3世代網接続施工管理者を1名以上雇用(開札日現在で3か月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係に限る。)しており、本工事へ参画をさせることができること。
- (13) 経営規模等評価結果通知書および総合評定値通知書(公告日において有効であり、かつ、最新のものに限る。)における電気通信工事の総合評定値が1,300点以上であること。
- (14) 共同企業体の資格要件
 - ア 共同企業体の構成員(代表構成員を除く。)の経営規模等評価結果通知書および総合評定値通知書(公告日において有効であり、かつ、最新のものに限る。)における電気通信工事の総合評定値が750点以上であること。
 - イ 自主的に結成された共同企業体であること。
 - ウ 構成員の数が3者以下であること。
 - エ 代表構成員は、共同企業体において中心的役割を担う履行能力を持ち、かつ、出資比率が最大であること。
 - オ 1構成員の出資比率は、2者の場合は30パーセント以上、3者の場合は20パーセント以上であること。
 - カ いずれの構成員も、単体または他の共同企業体の構成員もしくは他の入札参加者の協力事務所として本入札に参加していないこと。

3 入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査の申請書類等 この入札に参加を希望する者は、次の(1)および(2)の書類(共同企業体の場合は次の(1)から(5)までの書類)を提出し、この入札に参加する資格を有するかどうかの審査を受けること。

- (1) 2(1)、(11)、(12)および(13)の要件を満たしていることを証明する書類
- (2) 誓約書
- (3) JV申請書
- (4) 建設工事共同企業体協定書の原本
- (5) 共同企業体に関する委任状

4 総合評価に関する事項

- (1) 入札に関する事項 入札参加者は、入札価格および技術提案書をもって入札に参加し、次に掲げる要件のいずれにも該当する者のうち、(2)の方法によって得られた数値(以下「評価値」という。)の最も高い者を落札者とする。なお、評価値の最も高い者が2者以上あるときは、くじ引きにより落札者を決定する。
 - ア 入札価格が予定価格の制限の範囲内であること。
 - イ 評価値が標準点を予定価格で除した数値に対して下回らないこと。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められたとき、またはその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある、著しく不適正であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内で発注者の定める最低限の要求要件を全て満たして入札した者のうち、評価値の最も高い者を落札者とするところがある。
- (2) 総合評価の方法 詳細は、入札説明書および入札説明書(別紙-1)による。
- (3) 技術提案の採否に関する事項
 - ア 技術提案書の採否については、入札参加資格の確認の通知と併せて通知する。
 - イ 期限までに技術提案書の提出がない者および技術提案書の内容が適正でない者は、この入札に参加することができない。
- (4) 技術提案の履行に関する事項 実際の施工に際しては、提案内容を満たす施工を行うものとする。受注者の責により提案内容を満たす施工が行われない場合は、再度の施工を求める。また、再度の施工が困難である場合または合理的でない場合は、工事成績評定の減点、契約金額の減額、損害賠償の請求等を行う。

5 入札手続

- (1) 担当部局 滋賀県知事公室防災危機管理局危機管理室管理係 〒520-8577 大津市京町四丁目1-1(滋賀県

危機管理センター4階) 電話 077-528-3436 F A X 077-528-6037

(2) 入札説明書等の交付

ア 期間 令和8年6月5日(金)から同年8月7日(金)まで(滋賀県の休日を定める条例(平成元年滋賀県条例第10号)第1条に規定する県の休日(以下「休日」という。)を除く。)の午前9時から午後4時まで(正午から午後1時までを除く。)

イ 場所 (1)に示す場所

ウ 方法 電子データをCD-ROM形式で交付する。なお、受領に当たっては、交付するCD-ROMに替わるCD-ROMを提出すること。

(3) J V申請書および入札参加の確認申請書の提出

ア 期間 令和8年6月5日(金)から同年7月2日(木)まで(休日を除く。)の午前9時から午後4時まで(正午から午後1時までを除く。)

イ 場所 (1)に示す場所

ウ 方法 持参による。

(4) 入札保証金の納付等に係る書類の提出

ア 期間 令和8年6月5日(金)から同年7月2日(木)まで(休日を除く。)の午前9時から午後4時まで(正午から午後1時までを除く。)

イ 場所 (1)に示す場所

ウ 方法 持参による。

(5) 技術提案書の提出

ア 期間 令和8年6月5日(金)から同年7月2日(木)まで(休日を除く。)の午前9時から午後4時まで(正午から午後1時までを除く。)

イ 場所 (1)に示す場所

ウ 部数 正本1部、副本10部

エ 方法 持参による。

オ 作成および提出に係る費用は、提出者の負担とする。

(6) 入札参加資格の確認

ア 入札参加者に必要な資格に関する事項を審査し、その結果は、令和8年7月14日(火)付けで申請者宛てに郵送により書面で通知する。

イ 提出期限までに申請書を提出しない者または入札参加資格がないと認められた者は、この入札に参加することができない。

(7) 入札および開札の日時等

ア 日時 令和8年8月19日(水)午前10時

イ 場所 滋賀県危機管理センター2階 災害対策室10

ウ 入札書の提出方法 持参または郵送(書留郵便に限る。)とし、他の方法による提出は、受け付けない。

エ 郵便入札の取扱い 郵便入札にあつては、「滋賀県知事公室防災行政無線更新工事入札書在中」と記載した封筒に封緘し、令和8年8月18日(火)午後4時までに、滋賀県知事公室防災危機管理局危機管理室管理係(〒520-8577 大津市京町四丁目1-1(滋賀県危機管理センター4階))に到着したものに限り受け付けるものとする。

オ 積算内訳書の提出

(7) 入札書に記載される入札価格に対応した積算内訳書を入札書と同時に提出すること。なお、郵便入札にあつては、入札書と同封し送付すること。

(イ) 積算内訳書の様式は、別に定める様式を使用すること。

(8) 落札決定の予定日時 令和8年8月24日(月)午前10時

6 その他

(1) 契約手続において使用する言語および通貨 日本語および日本国通貨

(2) 入札保証金 入札金額(入札価格に消費税および地方消費税相当額を加えたものをいう。以下同じ。)の100分の5以上を納付すること。ただし、利付国債の提供または知事が確実と認める金融機関の保証をもって入札保証金の納付に代えることができる。また、入札保証保険契約の締結を行い、または知事が確実と認める金融機関もしくは保証事業会社(公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。)の契約保証の予約を受けた場合は、入札保証金を免除する。入札保証金の金額等(国債

の総額、知事が確実と認める金融機関の保証に係る保証金額および入札保証保険に係る保険金額を含む。以下同じ。)は入札金額(税込み)の100分の5以上とする。なお、期限までに入札保証金の納付等(入札保証金の納付に代わる担保としての国債または知事が確実と認める金融機関の保証の提供および入札保証金の全部が免除される入札保証保険契約の締結または知事が確実と認める金融機関もしくは保証事業会社(以下「金融機関等」という。)の契約保証の予約を含む。以下同じ。)を行わない者および入札保証金の納付等に係る書類(以下「書類」という。)を提出しない者ならびに入札保証金の金額等が入札金額(税込み)の100分の5に満たない者または金融機関等の契約保証の予約に係る契約希望金額が入札金額(税込み)に満たない者もしくは保証金額が見積金額(税込み)の100分の10に満たない者は、入札に関する条件に違反したもとして、その入札を無効とする。

なお、本入札は低入札価格調査制度を適用し、低入札価格調査を受け落札者となった者と契約するときの契約保証金の金額は落札価格の10分の3以上となるので、金融機関等の契約保証の予約を選択する際には留意すること。

ア 提出期間、場所および方法 5(4)のとおり

イ 増額変更 令和8年8月18日(火)の正午まで1回に限り認める。なお、増額変更は当初納付した入札保証金の金額または金融機関等の契約保証の予約に係る契約希望金額もしくは保証金額の2倍以内に限る。

ウ 減額変更 認めない。

エ 保証期間 令和9年3月31日(水)まで

オ その他

(7) 入札保証金の納付等に係る費用は、入札参加者の負担とする。

(イ) 提出期間内に入札保証金の納付等がない場合は、入札参加資格がないものとみなす。

(3) 契約保証金 落札価格の10分の1以上を納付すること。ただし、落札価格の10分の1以上に相当する利付国債の提供または保証事業会社もしくは金融機関の保証をもって納付に代えることができる。また、落札価格の10分の1以上に相当する債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約を締結し、または債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証を付した場合は、契約保証金の納付を免除する。また、低入札価格調査基準価格を下回る金額であったため、調査対象工事となり、調査の結果、落札者となった者と契約するときの契約保証金については、落札価格の10分の3以上とする。また、請負人の債務不履行等により契約解除に至った場合(滋賀県建設工事請負契約約款(平成8年滋賀県告示第221号)第44条)の違約金については請負金額の10分の3とする。

(4) 入札の無効 次のいずれかに該当する場合は、入札を無効とする。

ア 滋賀県財務規則(昭和51年滋賀県規則第56号)第199条の規定に該当する入札

イ J V申請書または提出した資料等に虚偽の記載をした者のした入札

ウ 滋賀県建設工事等入札執行要領およびこの公告に示した入札に関する条件に違反した入札

(5) この工事に係る入札は、低入札価格調査制度を適用する。

(6) 契約の締結

ア 本工事の契約については、滋賀県議会の議決を要するため、議決までの間は仮契約とし、議決を得たときに契約が成立するものとする。

イ 落札者の決定後、本工事の契約締結までの間において、当該落札者が次に該当することとなった場合は、この契約を締結しない。

(7) 2(1)、(2)、(4)または(5)の要件を満たさなくなった場合

(イ) 滋賀県建設工事等入札参加停止基準の規定に基づく入札参加停止を受けた場合

ウ 契約書作成の要否 要

(7) 支払条件

ア 本工事は、工期に相当する年度の債務負担行為で、支払年度区分を設ける。

イ 前金払 有

ウ 中間前金払 有

エ 部分払 有

(8) 本工事は、令和8年度債務負担行為につき、令和9年度以降に係る支払いは各年4月1日以降とする。なお、支払年度区分額の割合は次のとおりであるが、予算の都合により変更することがある。

令和8年度 約1%

令和9年度 約37%

令和10年度 約37%

令和11年度 約25%

- (9) 本工事は、建設業法第26条第3項第2号の規定の適用を受ける監理技術者の配置は認めない。
(10) 詳細は、入札説明書による。

7 Summary

- (1) Subject matter of the contract : Renewal of disaster prevention administration radio
(2) Deadline for submission of application forms and relevant documents for confirmation of qualification :
4 : 00 p.m. 2 July 2026
(3) Opening of bids : August 19, 2026, at 10 : 00 a.m. Japan time (Bids submitted by mail must be received
by 4 : 00 p.m. Japan time on August 18, 2026)
(4) Contact point for bids documentation : Shiga Prefecture Disaster and Crisis Management Bureau, Executive
Office of the Governor, 4-1-1 Kyomachi, Otsu City, Shiga, 520-8577, Japan, TEL +81-77-528-
3436

一般競争入札の公告

令和8年度における紫外顕微ラマン分析装置の購入契約について、次のとおり特定調達契約に係る一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。)第167条の6第1項の規定により公告する。

令和8年6月5日

滋賀県知事 三日月 大造

1 入札に付する事項

- (1) 購入物品名および数量 紫外顕微ラマン分析装置 一式
(2) 購入物品の特質等 仕様書による。
(3) 納入期限 令和9年3月4日(木)
(4) 納入場所 滋賀県南部産業技術共創センター 栗東庁舎 栗東市上砥山232

2 入札に参加する者に必要な資格 次に掲げる要件を全て満たす者であること。

- (1) 施行令第167条の4に規定する者に該当しない者であること。
(2) 滋賀県財務規則(昭和51年滋賀県規則第56号)第195条の2各号のいずれにも該当しない者であること。
(3) 滋賀県物品関係入札参加停止基準による入札参加停止の措置期間中でないこと。
(4) 入札参加者に必要な資格等(令和8年滋賀県告示第31号)に規定する資格を有すると認められて、競争入札参加資格者名簿に次のとおり登録されている者であること。

営業種目 大分類:物品 中分類:理化学機器・分析機器・計測機器

新たに入札に参加する資格を得ようとする者は、滋賀県物品・役務電子調達システムにより、または滋賀県会計管理局管理課(〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号 電話 077-528-4314)において資格審査の申請を行うこと。なお、申請は随時受け付けるが、審査および登録に時間を要するため、申請の時期によっては、この公告に係る入札の手續に間に合わないことがある。

3 入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査の申請書類等 提出不要

4 入札執行の日時、場所等

- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所および問合せ先 滋賀県商工労働部イノベーション推進課 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号 電話 077-528-3794 F A X 077-528-4876
電子メール fd00@pref.shiga.lg.jp
(2) 契約条項を示す期間 令和8年6月5日(金)から令和8年7月7日(火)まで(土曜日および日曜日を除く。)の9時から17時まで(正午から13時までの間を除く。また、開始日のみ13時から17時までとし、最終日のみ9時から正午までとする。)
(3) 入札説明書の交付方法 入札説明書は、(1)に示す場所、滋賀県物品・役務電子調達システムまたは郵送により交付する。なお、郵送による交付を希望する場合の送料は、自己負担とする。
(4) 入札説明会 行わない。
(5) 質問の期間 令和8年6月5日(金)13時から令和8年6月11日(木)正午まで
(6) 質問の方法

ア 滋賀県物品・役務電子調達システムを利用する方法

イ 質問票(様式は任意)に質問内容を記入し、持参、郵送、電子メールまたはF A Xにより(1)に示す場所へ提

出す方法

- (7) 回答の方法 令和8年6月16日(火)17時を目途に、滋賀県物品・役務電子調達システムで回答を公開する。
- (8) 入札書の受領期間 令和8年6月23日(火)13時から令和8年7月7日(火)正午まで
- (9) 入札書の提出方法
 - ア 電子入札による場合 滋賀県物品・役務電子調達システムを利用し、(8)の入札書の受領期間内に入札すること。
 - イ 持参による場合 紙(指定様式)の入札書を(8)の入札書の受領期間内に(1)に示す場所に持参すること。
 - ウ 郵便による場合 紙(指定様式)の入札書を(8)の入札書の受領期間内に(1)に示す場所に必着させること。なお、書留郵便に限るものとし、この場合の送料は自己負担とする。
- (10) 開札の日時および場所 令和8年7月7日(火)13時 滋賀県商工労働部イノベーション推進課

5 入札方法等

- (1) 入札執行については、滋賀県財務規則および滋賀県特定調達契約の手続等に関する規則(平成7年滋賀県規則第92号)の規定による。
- (2) 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札金額とするので、入札参加者は、消費税および地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 一度提出した入札書は、書換え、引換えまたは撤回をすることができない。また、指定様式以外は無効とする。

6 保証金 入札保証金および契約保証金については、免除する。

7 契約書の作成の要否 要

8 入札の無効 次のいずれかに該当する場合は、入札を無効とする。

- (1) 滋賀県財務規則第199条の規定に該当する入札
- (2) 虚偽の申請を行った者のした入札

9 落札者の決定方法

- (1) 滋賀県が認めた入札参加者であって、滋賀県財務規則の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、くじにて落札者を決定する。なお、落札となるべき同価の入札をした者は、くじを辞退することができない。

10 支払条件

- (1) 前金払 行わない。
- (2) 部分払 行わない。

11 契約手続において使用する言語および通貨 日本語および日本国通貨

12 同等品による入札 可

- (1) 同等品での入札の場合は規格等を確認できる資料を事前に提出し確認を受けた上、入札時に同等品である旨を明示すること。明示なき場合は基準品によるものとみなす。未確認または同等品と認められない物品による入札は、無効とする。
- (2) 同等品等申請書の提出期間 令和8年6月5日(金)13時から令和8年6月22日(月)正午まで
- (3) 同等品等申請書の事前提出場所等 滋賀県物品・役務電子調達システムまたは滋賀県商工労働部イノベーション推進課

13 その他必要事項

- (1) 落札者は、落札決定の日以後速やかに契約書を契約担当者に提出しなければならない。
- (2) 代理人が入札する場合は、入札書と同時に委任状を入札執行者に提出しなければならない。なお、この場合の入札書には、委任状の受任者欄に記載されたとおりの住所および氏名を記入し、同じ印を押印すること。ただし、滋賀県物品・役務電子調達システムにより入札する場合は、委任者から承認を受け、当該システムに委任情報を登録された代理人に限る。
- (3) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の入札がないときは、再度の入札を行うことがある。なお、無効の入札をした者または失格となった者は、再度の入札に参加することができない。
- (4) 再度の入札に付して落札者がいない場合は、随意契約の協議に移行することがある。
- (5) 入札参加者は、滋賀県特定調達に関する苦情の処理手続要綱(平成8年滋賀県告示第80号)に基づき当該調達に関する苦情申立てをすることができる。なお、当該調達に関する苦情申立てがあった場合は、滋賀県特定調達

苦情検討委員会からの要請または提案により、契約の締結もしくは執行を停止し、または契約を解除することがある。

(6) その他詳細は、入札説明書による。

14 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased : UV Laser Raman Spectrometer, 1 set
- (2) Deadline for tender : 12 : 00, July 7, 2026
- (3) For further information, contact : Innovation Promotion Division, Department of Commerce, Industry and Labor, Shiga Prefectural Government, 4 - 1 - 1 Kyomachi, Otsu City, Shiga 520-8577 Japan TEL +81-77-528-3794

健康福祉事務所告示

滋賀県南部健康福祉事務所告示第3号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者として、次の者を指定した。

令和8年6月5日

滋賀県南部健康福祉事務所長 嶋村清志

事業所の名称	事業所の所在地	名称	主たる事務所の所在地	指定障害福祉サービスの種類	指定年月日	事業所番号
あうんホームヘルパー栗東	栗東市出庭862-2	株式会社阿吽	栗東市手原三丁目11番12号	居宅介護 重度訪問介護	令和8.6.1	2511200509
訪問介護ラッキータクシー	栗東市北中小路120番地	合同会社ラッキーパートナー	栗東市北中小路120番地	居宅介護 重度訪問介護	令和8.6.1	2511200517

農業農村振興事務所公告

土地改良区役員退任および就任公告

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第18項の規定により、仰木中央土地改良区から次のとおり役員が退任および就任した旨の届出があった。

令和8年6月5日

滋賀県大津・南部農業農村振興事務所長 畑中隆行

1 退任

理事および監事の別	氏名	住所
理事	小林 隆	大津市仰木二丁目25番11号
〃	藤井 佳弘	同 市仰木三丁目2番7号
〃	岡田 健一朗	同 市仰木二丁目12番28号
〃	北村 博司	同 所2番26号
〃	猪飼 幸弘	同 所16番3号
〃	中川 市男	同 市仰木四丁目15番14号
〃	北村 良和	同 市仰木二丁目13番45号
〃	伊藤 大作	同 所5番18号
〃	堀井 義浩	同 市仰木三丁目11番8号
〃	塚本 實	同 市仰木六丁目1番35号
監事	上坂 良秋	同 市仰木三丁目2番21号
〃	今井 晃	同 市仰木二丁目5番26号
〃	上坂 宗万	同 所18番6号

2 就任

理事および監事の別	氏名	住所
理事	小林 隆	大津市仰木二丁目25番11号
〃	藤井 佳弘	同 市仰木三丁目2番7号
〃	岡田 健一朗	同 市仰木二丁目12番28号
〃	中川 市男	同 市仰木四丁目15番14号
〃	伊藤 大作	同 市仰木二丁目5番18号
〃	堀井 義浩	同 市仰木三丁目11番8号
監事	上坂 良秋	同 所2番21号
〃	今井 晃	同 市仰木二丁目5番26号
〃	上坂 宗万	同 所18番6号

土地改良区定款変更認可公告

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、芹川沿岸土地改良区の定款の変更は、令和8年5月28日に認可した。

令和8年6月5日

滋賀県湖東農業農村振興事務所長 吉 永 富 彦

公 安 委 員 会 公 告

年少射撃資格講習会開催公告

銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年法律第6号)第9条の14第1項の規定により、年少射撃資格講習会を次のとおり開催する。

令和8年6月5日

滋賀県公安委員会委員長 北 村 嘉 英

- 1 受講対象者 滋賀県内に住所を有する者で、銃砲刀剣類所持等取締法第9条の13第1項の規定による年少射撃資格の認定を受けようとするもの。
- 2 講習会の日時および場所
 - (1) 日時 令和8年7月12日(日)午前9時から午後3時まで
 - (2) 場所 甲賀市水口町梅が丘3番1号 滋賀県立水口高等学校
- 3 講習科目および時間
 - (1) 空気銃の所持に関する法令 3時間
 - (2) 空気銃の使用方法 1時間
 - (3) 筆記による考査 1時間
- 4 年少射撃資格講習修了証明書の交付 講習終了後、筆記による考査(50問の正誤式)を行い、考査の結果、正答率がおおむね7割以上の者に対して年少射撃資格講習修了証明書を交付する。
- 5 受講の申込み 受講を希望する者は、令和8年7月6日(月)までに、住所地を管轄する警察署を経由して滋賀県公安委員会に申し込むこと。
- 6 手数料 受講の申込みをするときに、9,800円の滋賀県警察関係事務手数料を納付すること。
- 7 考査結果の開示 年少射撃資格講習の考査の結果については、考査の受験者本人が、次により、口頭による開示請求をすることができる。ただし、電話による請求は受け付けない。
 - (1) 開示請求の方法 口頭による開示請求は、受験者本人であることを証明する書類(旅券等)を持参の上、開示請求の受付期間中の日(土曜日、日曜日および祝日を除く。ただし、考査実施の当日については、この限りでない。)の午前9時から午後5時までの間に所定の開示場所において行うこと。
 - (2) 開示請求の受付期間 合格発表の日から1週間
 - (3) 開示場所 考査実施の当日は考査実施の場所とし、考査実施の日の翌日からは滋賀県警察本部生活安全部生活安全企画課とする。
- 8 注意事項

- (1) 講習日における遅刻および早退は認めない。
- (2) 受講者は、講習会当日、筆記具を持参すること。
- (3) 天災その他不可抗力の事態により、講習の日時、場所等を変更し、または講習を中止する可能性がある。

正 誤

令和8年3月26日付け号外(4)滋賀県規則第15号中

ページ	行	誤	正
2	下から13	55条	第55条
		56条	第56条